

ばいっ子すくすく計画

～子どもの健全育成に関する基本計画～



平成21年3月
名張市

ごあいさつ

名張市は、子どもと人権に関する施策として、平成3年3月に「人権尊重都市宣言」を行い、平成7年6月には「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」を制定しました。さらに平成16年3月に「名張市人権施策基本計画」を、平成17年3月に「名張市次世代育成支援行動計画」をそれぞれ策定し、「名張市総合計画」「名張市地域福祉計画」「名張市男女共同参画基本計画」等と連携、整合を図りつつ、取り組みを進めてきました。



近年の児童虐待やいじめ、不登校等の実情について、これらの問題を解決すべき施策は、福祉、教育等を含め幅広い分野にわたっていることから、当市におきましては、子どもの権利に関する施策を総合的に推進するため平成18年3月、議員提案により「名張市子ども条例」を制定しました。

子ども条例は、未来を担っていく子どもを一人の人間として尊重し、その権利を保障していくこと、そのことを基本として、子どもが健全に育つまちづくりを進めていくことを大きな柱としています。

今回策定した「ぱりっ子すくすく計画」は、子ども条例に基づく子どもの健全育成に関する基本計画として、名張市全体で子どもたちを支える取り組みについて具体的にまとめたものであります。

策定にあたっては、市民の皆さんなどで構成する「子ども権利委員会」において名張市の子どもたちを取り巻く現状や課題の検討を行うとともに、子どもたちの話を聴く会の開催や、アンケートによる意識調査を実施し、市、地域、企業、家庭、学校等が子どもを育てる当事者としてその役割を自覚し、社会全体で子どもを育んでいくまちをめざした計画づくりを行いました。

名張市の宝である子どもたちが、健やかに育まれ、将来に夢と希望をもって生きることができるまち「名張市」をつくっていくために、市や学校等が計画の推進に努めていくことはもちろんのことですが、地域、企業、家庭の皆さん方にはそれぞれの役割を認識していただき、市民ぐるみでの取り組みが大切であると考えます。市民の皆様方の積極的なご協力と参加をお願いたします。

最後に、本計画の作成にご尽力いただきました、「子ども権利委員会」の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

名張市長 亀井利克

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の構成	2
4. 計画期間	2
5. 計画の位置付け	2
第2章 計画の基本的な考え方	4
1. 基本理念	4
2. 基本的視点	4
3. 取組方針	5
第3章 行動計画・行動指針	7
I 生きる	7
II 育まれる	10
III 守られる	18
IV 参加する	21
参考資料	25

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

平成18年3月、名張市では、「名張市子ども条例」（以下「条例」といいます。）を制定しました。名張市で初めての議員提案によるものです。

条例には、大きく2つの柱があります。

一つは、未来を担っていく子どもを一人の人間として尊重し、その権利を保障していくということです。

虐待、いじめ、不登校など多くの課題がある中、子どもが幸せに育つ社会を創造するため、子どもの権利保障を基本原則として位置づけ、権利の侵害を受けた時、適切な救済と権利の回復を図るための取り組みを進めるものです。

もう一つは、子どもを権利の主体として捉え、子どもが健全に育つまちづくりを進めることです。

子どもは、大人に保護、管理される対象と捉えられがちでした。しかし、子どもの健全育成のためには、子どもを大人と同様に人格の主体として尊重し、そのための施策を再構築する必要があります。子どもは次世代を担う大切な宝として、名張市全体で子どもを支える取り組みを進めるものです。

この考え方のもと、具体的にどのように行動していくべきかをまとめたのが「ぱりっ子すくすく計画」（以下「基本計画」といいます。）です。基本計画は、市民などで構成する「子ども権利委員会」での検討を経て策定しました。

※ 基本計画において「子ども」とは、名張市で学び、暮らし、働く18歳以下の子どもをいいます。

2. 計画の性格

条例では、子どもを健全に育むために、大きく6つの主体（市、市民、事業者、保護者、関係施設、子ども）について、その役割を定めています。

（以下、市民を地域、事業者を企業、保護者を家庭、関係施設を学校等といいます。）



この基本計画は、条例に基づき、それぞれが取り組むべき事柄をまとめました。目新しさはなくとも、実行するには相当の努力が必要です。

市民一人ひとりが、子どもを育てる当事者として役割を自覚し、まずはできることから始め、名張市が「社会全体で子どもを育んでいくまち」として、互いに協働し、次世代を担う子どもたちを幸せに、健やかに育むことを目指します。

3. 計画の構成

この基本計画では、条例での子どもの大切な4つの権利（生きる、育まれる、守られる、参加する）を基本的な視点として市、地域、企業、家庭、学校等の取組みを計画としてまとめるとともに、子どもについては、子どもが自らの行動としての「生きる」「参加する」権利について述べました。

地域、企業、家庭、子どもの行動については「行動指針」、市、学校等の行動については「行動計画」という形で表し、全体として「ぱりっ子すくすく計画」としています。

それぞれで取り組むべき具体的な行動項目のうち、例えば家庭の場合、取り組むべき内容は、それぞれの考え方や状況に相違があり、一斉に取り組むべき計画を定めることは適当ではありません。いくつかの選択肢から、それぞれの家庭で選んだ項目について、自主的に取り組んでいくことが実態に即していると考えます。このことは、地域、企業も同じです。

そのような理由から、地域、企業、家庭、子どもについては、選択して取り組んでいく事項を「行動指針」として表します。一方、市と学校等の行動部分については、自らの取り組み事項であることから「行動計画」と表します。

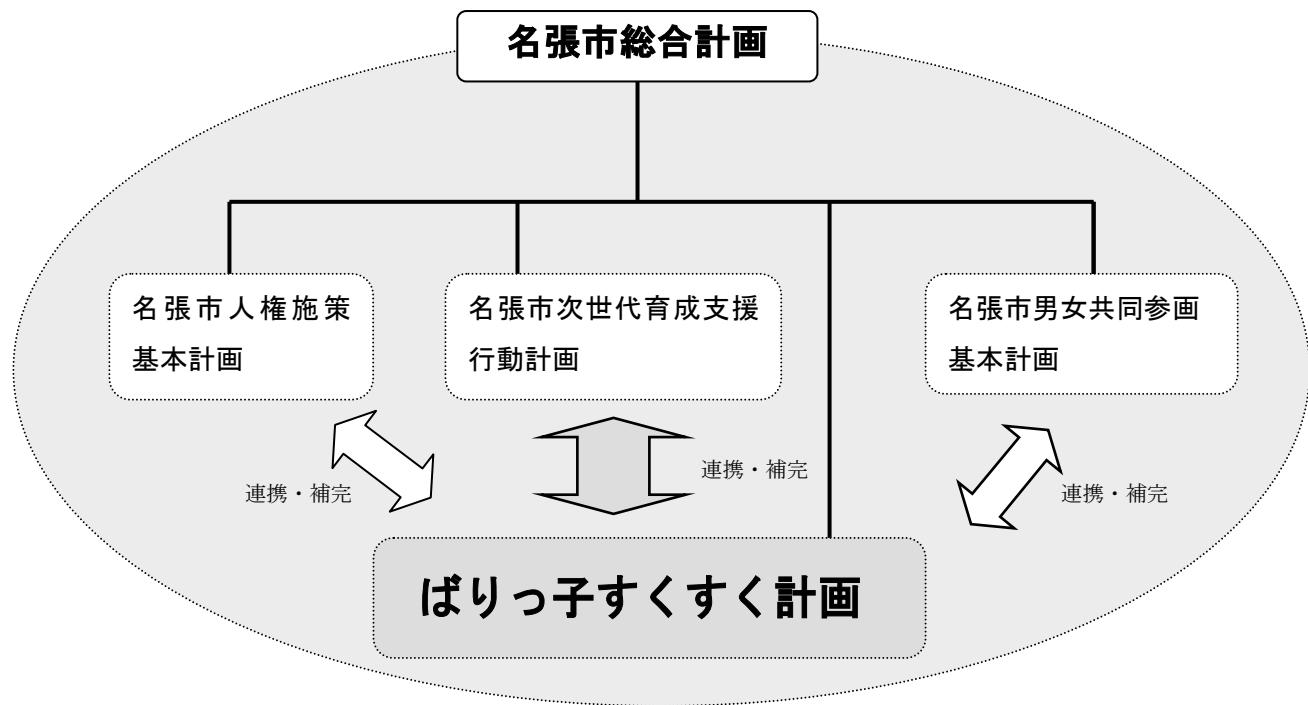
4. 計画期間

- ・計画期間は平成21年4月から平成24年3月までとします。
- ・基本計画は、策定後3年ごとに検証を行い、その結果に基づいて計画の見直しを行います。
- ・基本計画の進捗状況を毎年、議会へ報告します。

5. 計画の位置付け

基本計画は、条例第20条に基づき、子どもの権利を尊重し子どもを健全に育成するために、多様な主体が協力、連携し子どもを育てるための行動の指針を名張市総合計画に沿って定めたものです。また、子どもを産み健全に育てるための環境づくりなど、総合的な施策の推進の指針として平成17年に策定した「名張市次世代育成支援行動計画」と合わせて、名張市の子どもの健全育成を図るものです。

同時に、人権施策基本計画等とも連携、補完しあいながら実践していきます。



「名張市総合計画」……名張市の最も基本となる計画です。さまざまな分野別の計画や施策の基本的な指針としての役割を持つもので、各分野別の計画は、総合計画を補完し具現化するものとして位置づけ、総合計画と緊密な連携を図ります。

(平成16年3月策定)

「名張市人権施策基本計画」……市のあらゆる施策に人権尊重の精神を活かした施策を推進するとともに、市民との協働により市民一人ひとりが人権尊重の高揚を図り、だれもがいきいきと輝いて暮らすまち「福祉の理想郷づくり」を推進するための計画です。

(平成16年3月策定・平成21年4月改定)

「名張市男女共同参画基本計画」……平成18年4月に制定された「名張市男女共同参画推進条例」に基づき、名張市において市民一人ひとりが互いを大切にし、男女がともに輝く、男女共同参画社会を構築するため、市民を取り巻く社会環境の変化や、それに付随する新たな課題に対応するとともに、条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的に推進するための計画です。

(平成19年3月策定)

「名張市次世代育成支援行動計画」……平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市民一人ひとりが子ども達や親の支えとなって、次代を担う子ども達が健やかに生まれ育成される環境づくりを推進するための計画です。

(平成17年3月策定)

第2章 計画の基本的な考え方

基本計画は、条例に定める「子どもの権利保障と救済」と「子どもの健全育成」を市民一人ひとりが自覚し、進めていく取り組みをまとめました。

1. 基本理念

- 1. 子どもの権利を尊重し、その保障に努める。**
- 2. みんなが相互に協力し、子どもの最善の利益を考えながら子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努める。**

2. 基本的視点

条例での子どもの大切な4つの権利としての、生きる、育まれる、守られる、参加する権利を基本的な視点として市、地域、企業、家庭、学校等の取組みを行動計画、行動指針として表しています。

区分	行動計画 (市・学校等の取り組み)	行動指針 (地域・企業・家庭での取り組み)
生きる権利 子どもが安心して健やかに生きるまち	<ul style="list-style-type: none">子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します。子どもの健康を守ります。	<ul style="list-style-type: none">子どもの安全、安心を守ろう。子どもに愛情を持って接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう。
育まれる権利 子どもが社会の中で一人の人間としてよりよく育つまち	<ul style="list-style-type: none">地域や企業での子育てを応援します。学校教育等を充実させ、生きる力、豊かな心を育みます。家庭教育を支援し、明るくいきいき子育てができるようにします。社会のルールを守り、自立する心を育みます。地域に開かれた学校づくりを進めます。職員の専門性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none">子育てを地域で見守ろう。社会のルールをみんなで守ろう。地域で人づくりを進めよう。子育てに企業も一緒に関わろう。「ワーク・ライフ・バランス」※1 の取組みを進めよう。家庭内のコミュニケーションを大切にしよう。家庭のルール、社会のルールを身につけよう。基本的生活習慣を身につけさせよう。

守られる権利	<ul style="list-style-type: none"> いじめ、虐待はしません、許しません。 地域とともに子どもを守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくります。 子どもの見守りに企業も参加しよう。 家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう。
参加する権利	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、積極的に参画できる機会と場を広げます。 居場所を確保し、体験活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 出会いの場をたくさんつくろう。 多くの出会いの場で、子どもを育もう。

※1 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それぞれをバランスよく充実させていくこうという考え方のことをいいます。

○ 子どもの行動指針

区分	行動指針 (子どもの取り組み)
生きる権利	・自分を大切にしよう。そして、家族や周りの人も大切にしよう。
参加する権利	・いろいろな方法で自分を表現し、自分を高めていく。そのことによって、周りの人に迷惑をかけたり、傷つけたりしないように気をつけよう。

3. 取組方針

市、地域、企業、家庭、学校等は、それぞれの立場で子どもを育てていく大人として、まずはできることから取り組むこととしています。

① 市 子どもの権利を基本とした健全育成のための施策を推進します

市は、地域の実情に合わせた新たな施策を構築し、そのために関係部署が整合性をもって取り組みを進められるよう連携体制の確立を図るとともに、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策を推進します。

② 学校等 豊かな心を育むとともに、施設の開放や行事など、地域と協調・連携した施設づくりに努めます

学校等（学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設など）は、子どもが成長し、人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。

専門的知識や施設を利用し、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、福祉の充実に努めます。

また、施設の開放や行事などを通じて地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関としての役割を果たしていきます。

③ 地域 住民みんなが結び合い、心豊かな子どもを育もう

地域社会は、子どものみならず、地域に住むすべての人々が日々充実した生活をいとなんでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深め、地域やボランティア団体等が相互の連携を保つことで、家庭や行政では充分果たせない領域を補うことができます。

今後は、子育てのための相互支援活動に、ますます積極的に取り組みましょう。

④ 企業 子育てや働く子どもを支援する職場環境を整備しよう

企業は、共働き世帯が増加するなかで、子育て支援についても、その果たすべき役割が増大しています。

職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保するため、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めましょう。

また、働く子どもがいる職場では、子どもが自立した一人の人間として成長していくために、知識・教養を高めたり、技術を習得する機会を与えましょう。

⑤ 家庭 家庭は子育ての原点です

子どもの成長に合わせた適切な子育てをしよう

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。子育てそのものが社会的な価値を持っているという認識のもと、家庭では保護者が子育てに対する自覚と責任をもって協力しあいながら子どもを育てていくことが必要です。

子どもの成長に合わせた適切な子育てができるように保護者も成長していきましょう。

⑥ 子ども 子どもは自らの権利を自覚し、その権利行使するにあたっては、社会や他人のことを思いやり、尊重しよう

子どもの権利は義務を果たすことを条件として認められるものではなく、生まれながらにすべての子どもに無条件にあるものです。

権利行使するときには、自分の権利が尊重されているのと同じように他の人の権利も尊重しましょう。

第3章 行動計画・行動指針

I 生きる 子どもが安心して生きるために

第10条 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

《行動計画》

市や学校等は子どもたちが安心して生きることを支援する施策を進めます。

1. 子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します

子どもの権利は生まれながらにしてあるもので、決して義務を負うものではありません。条例に基づく子どもの権利についてその周知、啓発に努めるとともに、生きることを通して命の大切さを学ぶ機会を提供します。

① 子どもの権利侵害に対する相談、支援と救済を実施する。

- ・子どもの権利救済委員会や子ども相談室の周知、活用を進める。

② 差別を許さない子どもを育成するため、人権教育を充実する。

- ・学校教育や社会教育における人権教育を充実する。

③ 子どもの権利について正しい認識を深める学習を進める。

- ・学校教育や社会教育において、子どもの権利について学習を深める。

④ 義務教育段階から乳幼児とふれあい、世話をする体験を持つことで命の大切さを実感できるようにする。

- ・地域子育て支援センターや保育所、幼稚園でのふれあい等の機会を提供する。

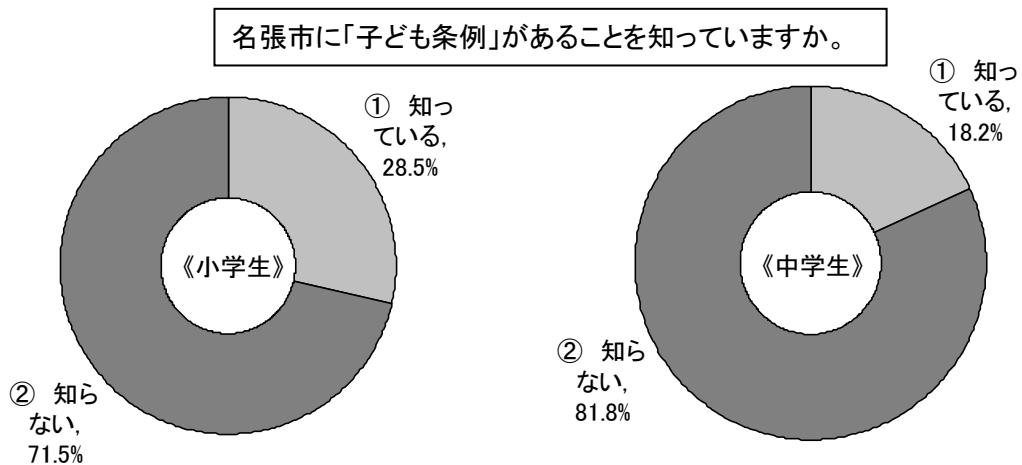
⑤ 子どもの権利の周知、啓発を進める。

- ・関係団体等や情報機関の協力を求め、「子ども条例」の周知、啓発に努める。
- ・「子どもの権利を考える週間」「子どもの権利を考える週間」※2（毎年11月20日の翌日から1週間）の趣旨にふさわしい事業を実施する。
- ・多くの市民に子どもの権利等について理解が得られる研修会、講演会等の機会を提供する。

⑥ 子どもが自己肯定感をもち、自分の思いを表現する力を育てる。

- ・悩みや思いを表現する力を育てる。

※2 「子どもの権利を考える週間」：名張市子ども条例第18条に定められ、略して「子ども権利週間」ともいい、子どもの権利について市民の関心と理解を深めるために、「週間」として事業を行います。毎年11月20日(国連で子ども権利条約が採択された日)の翌日から1週間をこの「週間」とします。



資料：「子どもの権利に関するアンケート調査」平成20年2月実施 から

2. 子どもの健康を守ります

福祉、医療、教育の連携で子どもを健やかに育む体制を整えます。

① 子どもの心身の健やかな発達を支援する。

- ・保健センターでの健診や子育て相談・訪問相談の実施や医療機関との連携による総合的な支援体制の充実を図る。

② 幼稚園・保育所、学校での食育を推進する。

- ・「食を営む力」^{※3}を培う。
- ・食についての学習を進める。
- ・給食のアレルギー対応を推進する。

※3 「食を営む力」：子どもの健やかな心とからだを育むためには、なにをどれだけ、いつ、どこで、誰と、どのように食べるかということが大切で、人と人との関係性も含め、心地よい食卓が心の安定をもたらし、健康な食習慣の基礎となっています。このような健康な食習慣を実践できる力のことといいます。

《行動指針》

子どもが安心して、安全に暮らすこと、個人として尊重され、「かけがえのない存在」であることを日々実感できることが子どもの思いやりを育てます。

子どもの「生きる」を地域や家庭で、大人たちが協力して支えていきましょう。

1. 子どもの安全、安心を守ろう（地域）

子どもが安心して生きるために地域で支えることが大切です。

① 子どもが安心・安全に過ごせるまちをつくろう。

- ・ 地域の安全マップを地域みんなでつくろう。
- ・ 危険箇所の点検や改善等で子どもにやさしく安全な地域をつくろう。
- ・ 危険箇所へのパトロールを行おう。

2. 子どもに愛情をもって接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう（家庭）

子どもが一人の人間として尊重され、健やかに育まれることができる生活の場が大切です。
子どもの成長に合わせた支援をしましょう。

① 子どもに愛情をもって接しよう。

② 子どもが安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保しよう。

③ 子どもの健康を保持できるように努めよう。

④ 成長に応じて、適切な食事と睡眠がとれるように配慮しよう。

⑤ 家庭の中でお互いの人格を認め合い、助け合い、普段の生活の中で平等・公平な意識を大切にしよう。

⑥ 「男は仕事」、「女は家事・育児」といったこれまでの役割分担意識を固定化するのではなく、家族で話し合い、支えあう意識を高めよう。

3. 自分を大切にしよう そして、家族や周りの人も大切にしよう（子ども）

自分に一番大切なものは「命」です。命の代わりはありません。

命の大切さを考え、生きることはすばらしいと感じられる日々を過ごしましょう。

① 学校、地域でのさまざまな体験活動を通じて命の大切さ、生きていることのすばらしさを体感しよう。

② 家族や友達、周りの人を大切にし、思いやりの心を持って行動しよう。

II 育まれる

子どもが家庭や社会、学校等 で一人の人間としてよりよく 育つために

第11条 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で育まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

《行動計画》

市や学校等は自立性や豊かな人間性を育む活動を支援するとともに、活動の機会や場の提供に努めます。

1. 地域での子育てを応援します

地域での活動でさまざまな体験をすることにより、子どもの自主性や豊かな人間性が育まれます。

子どもを育む地域活動を奨励・支援し、地域で子どもを育てる意識が浸透するよう働きかけていきます。

① 地域の子ども育成活動を支援する。

- ・子ども育成活動をリードする指導者を養成する。
- ・子ども育成活動を支援する情報を提供する。
- ・スポーツ・文化等の活動拠点として学校施設の開放を進める。

2. 企業や市民団体の子育てを応援します

市民による子育てグループやボランティア活動など、子育ての自主的な取り組みは、社会で支える子育てという意味で大変重要な取り組みです。

市は、自主的な市民活動の支援と、企業の子どもへの関わりを進めていきます。

① 子どもの育成に関する自主的な市民活動を促進する。

- ・子どもの健やかな育ちや安心・安全のために活動するグループの組織、育成を支援する。
- ・市民グループによる子育て支援や健全育成等に関する事業を支援する。

- ・市民参加型の自主的な子育てセミナーなどの開催を支援する。

② 子どもの健全育成への企業のかかわりを促進する。

- ・より多くの企業が子どもの育成についての認識を高めていくよう、子どもの職場体験の機会の充実や、企業から学校等への講師の派遣などの働きかけを行う。
- ・子育てに関する企業内研修等を奨励する。

3. 学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます

学校教育などにおいて、「確かな学力」の定着や「生きる力」の育成を目指すとともに、いじめ防止の取り組みや、教育相談体制の整備充実、家庭や地域社会との連携を深めていきます。また、いろいろな体験や経験を積み、学ぶことにより、相手の気持ちや社会のありようを理解することを通して豊かな心を育てます。

① 学校教育を充実する。

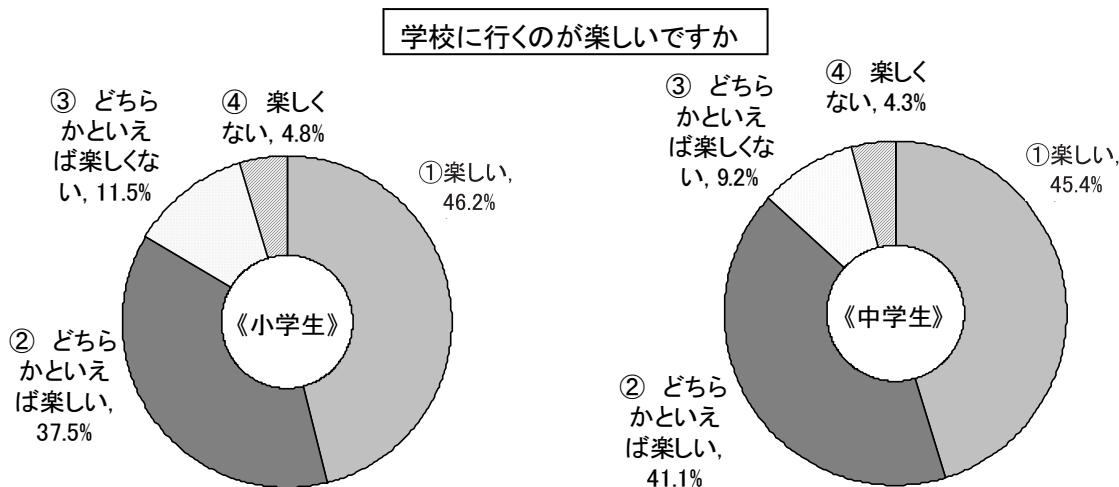
- ・読書や音楽、絵画など、子どもの文化的活動及びスポーツ活動を発表する場を提供し、豊かな情操や健全な心身を育む。
- ・障がいのある児童・生徒一人ひとりに必要な支援を行なう特別支援教育を充実する。

② いろいろな体験の場を提供する。

- ・義務教育段階から乳幼児とふれあい、世話をする体験により、命の尊厳を実感させる。
- ・地域社会の協力を得て、高齢者との交流、ボランティア体験などの体験学習を充実させる。
- ・地域の保育所、幼稚園、小・中・高校などの連携による共同行事などの異年齢交流を促進する。
- ・望ましい職業観、勤労観及び仕事に対する知識技能を身につけさせるため、各事業所における職場体験学習を進める。
- ・野外活動などの自然体験の機会の充実を図る。

③ 就学前の保育・教育を充実する。

- ・基本的生活習慣や態度を養う
- ・人とのかかわりの中で、相手の話を聞き相手を理解することや、協調の態度を養う。
- ・生命や、自然及び社会の事柄についての興味・関心を育て、豊かな心、考える力を培う。
- ・さまざまな体験を通して、豊かな感性や表現力を育む。



4. 家庭教育を支援し、明るくいきいき子育てができるようにします

家庭の教育力の低下、子育ての孤立化など、家庭でのさまざまな問題があるなかで、子育て家庭への適切な支援を行なっていきます。

① 家庭教育を支援する。

- ・家庭の教育力の向上を図る機会の提供と内容を充実する。
- ・父親の子育て参加を促す参加型講座を多くの地域で開催する。
- ・保護者が子どもとの関わり方や家庭の大切さを学ぶことができる機会や場を提供する。

② 子育て支援を充実する。

- ・健やかな子育てや育児不安への対応のため、未就学児のいる家庭に対して保育所、幼稚園における子育て支援機能を充実する。
- ・各地域に子育てサロンの設置を拡充する。
- ・発達障がい児が心身の適正な発達と円滑な社会生活を送るために、就学前から学校へと続く適切な支援と指導が行える支援システムの充実と強化を図る。

5. 社会のルールを守り、自立する心を育みます

学校等での学習や行事、活動を通し、社会規範や自主性を育てます。

- ① 交通安全や礼儀など、社会のルールやマナーを子どもが身につけられるようにする。
- ② 友達との交流のなかで、互いの考え方を認め合うことの大切さや、協調性を体得できるようにする
- ③ 自分の事は自分でできるようになることに心を配り、自立する心を育てる。

6. 地域に開かれた学校づくりを進めます

学校等は保護者や地域住民、事業者に対して協力や参画を働きかけ、地域の信頼に応える開かれた学校づくりを進めます。

- ① 優れた知識や技術を持つ社会人、また、地域の伝統を受け継ぐ人などをゲストティーチャーとして迎える。
- ② 学校等の情報を積極的に保護者、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努める。
- ③ 保護者や地域住民の訪問、行事参加（授業参観など）を幅広く柔軟に認める。
- ④ 学校の空きスペースを開放し、地域行事等に有効に活用できるようにする。
- ⑤ 地域に開かれた学校づくりを進め、登下校の安全ボランティアや図書ボランティア等、地域住民に連携・協力を求める。

7. 職員の専門性の向上を図ります

教育や子育ての専門的機関として期待される役割を担うために、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

- ① 育児や子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施する。
- ② いじめ防止や児童虐待に関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図る。

《行動指針》

地域、企業、家庭それぞれの役割のなかでの取り組みを通じて、心豊かな子どもを育みましょう。

1. 子育てを地域で見守ろう（地域）

安心して子どもを生み育てるために、地域で子育てを支えることが大切で、そのための場の提供や仕組みづくりが必要です。

- ① 地域に子育ての情報や活動をサポートするための場を設けよう。
 - ・親同士が情報交換して連携できる機会を設けよう。

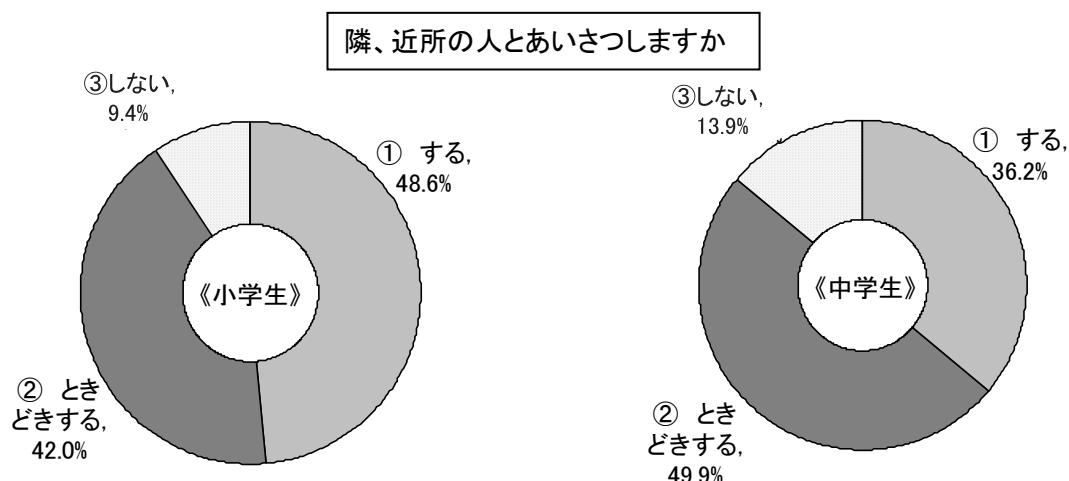
- ② 子育て体験を伝えていこう。
 - ・子育ての先輩として、若い親の相談に乗り、アドバイスをしよう。

- ③ 子育て卒業の大人にも地域の子どもにもっと関心をもってもらおう。
 - ・地域の子ども会活動などを支援しよう。

2. 社会のルールをみんなで守ろう（地域）

社会のルールや社会規範は大人と子どもが一緒に実践し、守ることが大切です。
地域のなかで自分の子どものように導きましょう。

- ① 共に生きるために地域や家庭でのルール、マナーを教え、規範意識を高めよう。
 - ・子どもへの声掛けや、あいさつを励行しよう。
 - ・場面に応じて守るべきマナーを教えよう。
 - ・必要なときは遠慮せず注意しよう。



3. 地域で人づくりを進めよう（地域）

子どもは地域の宝、地域のみんなで次世代の人材を育みましょう。

- ① 子どもの頃から地域の一員として活動や地域貢献ができる人づくりを進めよう。
 - ・地域の行事などでの企画・運営の担い手を育てよう。

- ② 地域内いろいろな知識、技術をもつ人を見つけよう。
 - ・地域の人材バンクへの登録と活用を図ろう。

4. 子育てに企業も一緒に関わろう（企業）

社会をよくしていくために、社会全体で子どもを育んでいく必要と企業の役割について認識を深めましょう。

- ① 企業内の福利厚生行事に、子どもの健全育成に貢献する活動や、親子で参加できる機会を提供しよう。
- ② 子どもの権利や子育て支援に関して従業員で話し合う場を持とう。
- ③ 働く子どもがいる職場では、子どもが希望すれば高等学校等の教育を受けることや技術の習得に参加する機会を与えよう。

5. 「ワーク・ライフ・バランス」の取組みを進めよう（企業）

従業員が子育てや子どもの教育（授業参観など）のために、休暇取得や定時帰宅ができる職場づくりを進めましょう。

- ① 授業参観、懇談会など1学期に1回以上は子どもの学校等へ行けるような職場づくりを進めよう。
- ② 少なくとも週1回は早く帰宅し、子どもとのコミュニケーションの時間が持てるような職場づくりを進めよう。
- ③ 子どもに関する福利厚生制度の向上に努めよう。
 - ・ 従業員の育児休業や看護休暇が取れる職場環境を整えよう。
 - ・ 保育所などへの送迎時間に配慮しよう。
 - ・ 企業内託児所の整備に努めよう。

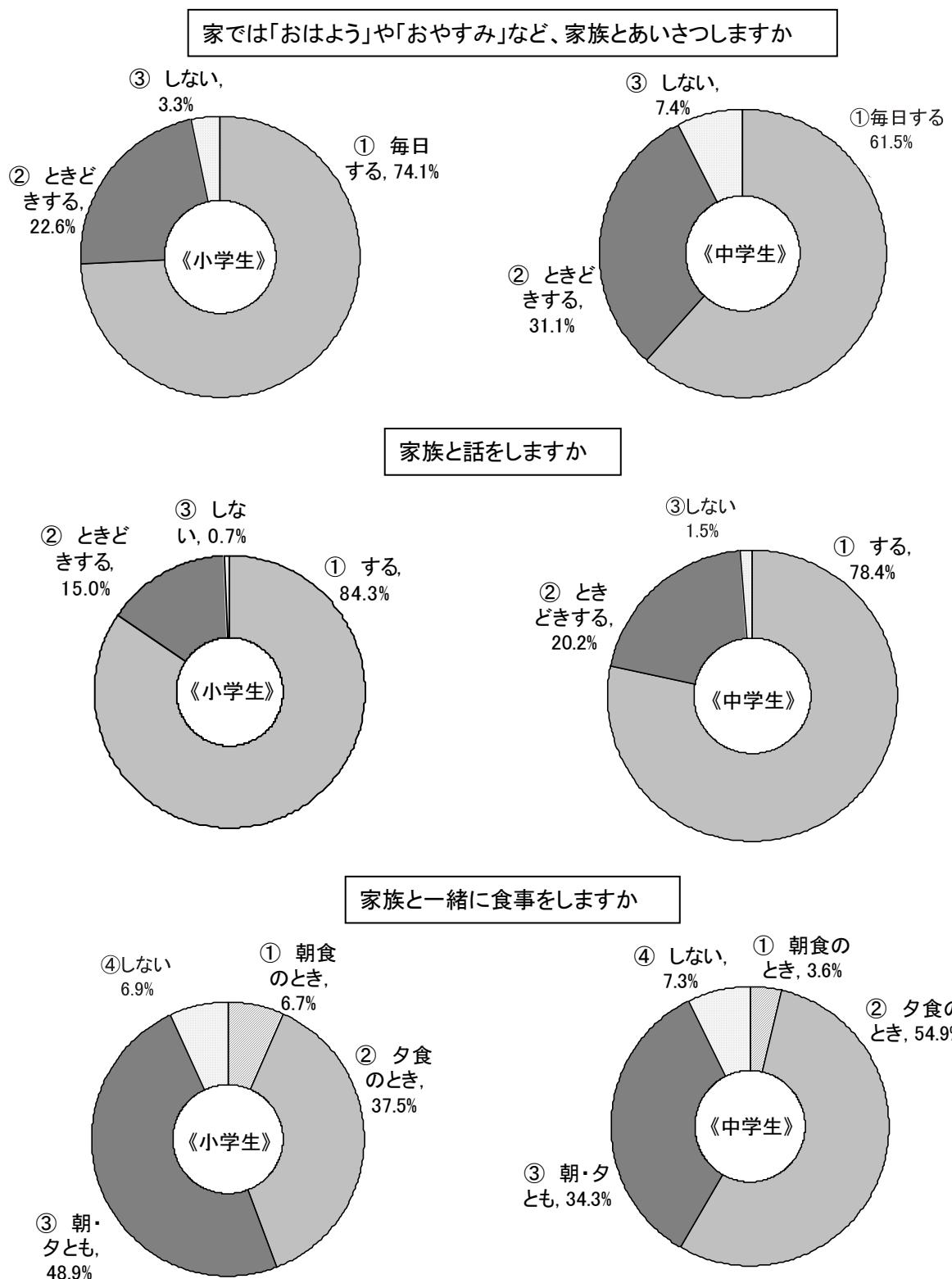
6. 家庭内のコミュニケーションを大切にしよう（家庭）

あいさつはコミュニケーションの基本です。

家族が共に過ごす時間を増やす工夫やお互いが自分を出し合える会話をするなど、家庭がやすらぎの場となるよう豊かな家族関係を築きましょう。

- ① 家族がお互いにあいさつを交わす習慣をつけよう。
- ② 食事のときはテレビを消すなど、家族で落ち着いて話をする機会をつくろう。

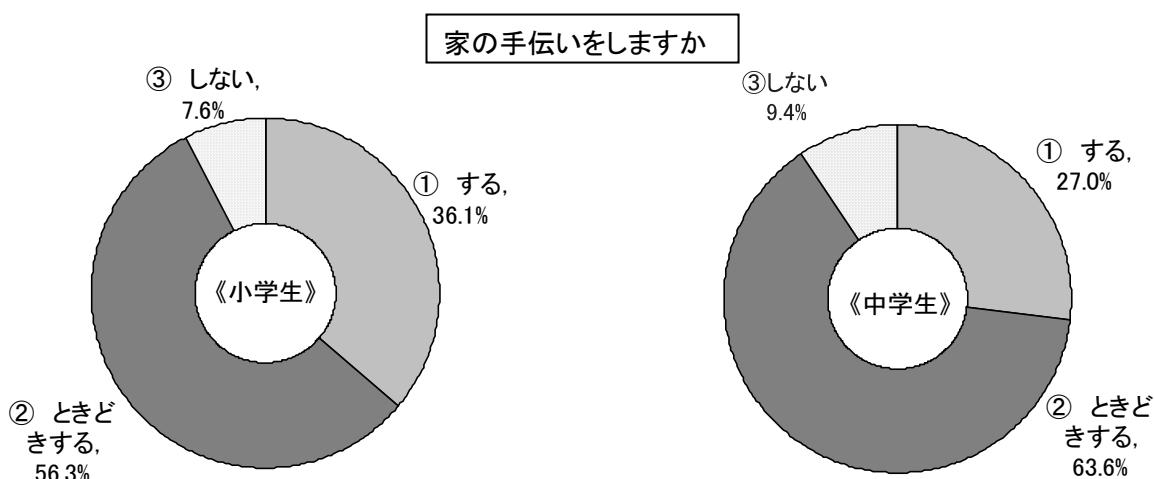
- ③ 保護者が従事している仕事のことや地域のことを積極的に子どもに話をして、子どもに生きる意義、地域とのかかわりの大切さを伝えよう。
- ④ 子どもの話をしっかり聴いて、子どもの思いや考え方を受け止めよう。
- ⑤ できるだけ家族そろって食事をとるようにしよう。
- ⑥ 家族全員で共通の行事について話し合い、一緒に活動できる機会を持とう。



7. 家庭のルール・社会のルールを身につけよう（家庭）

家族で話し合った約束ごとをお互いが守ることを通して、自分を律しルールを重んじる心が育ちます。子どもの発達に応じて、守るべきルールを丁寧に伝える努力が大切です。また、子どもが家庭で役割を担うことは、自立への第一歩です。

- ① 子どもの良いところはしっかりと褒め、悪いことやしてはいけないことをしたときは、きちんと注意しよう。
- ② 大人自らが、社会のルールやあいさつ、言葉づかい、他人への思いやりなど子どもの模範となる礼儀や基本的な生活習慣を子どもに示そう。
- ③ 隣人へのあいさつなどを通し、保護者自身が身近な人のことを知ろう。
- ④ 家族の一員として子どもに役割をもたせ、家事に参加させよう。



8. 基本的生活習慣を身につけさせよう（家庭）

家庭では子どもたちがきちんとした生活習慣を身につけられるよう根気よくしつけることが大切です。

- ① 家族全体で生活のリズムを整え、規則正しい生活をし、決まった時間に朝食をとることができるようにしよう。
- ② 子どもに十分な睡眠と、早寝早起きの習慣を身につけさせよう。

III 守られる 子どもの健やかな育ちを守るために

第 12 条 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

《行動計画》

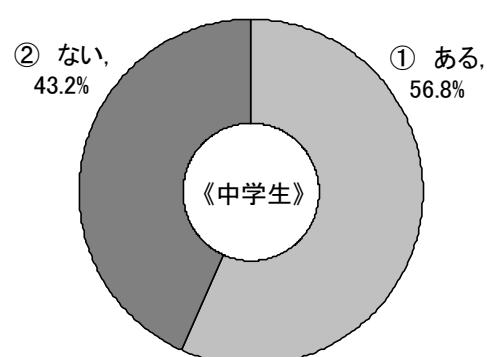
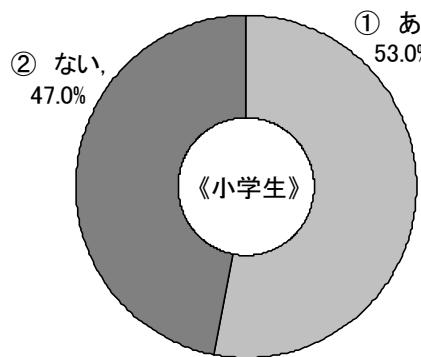
市や学校等は、子どもの権利に関わる相談や支援を行ないます。また、市民や関係団体と連携して子どもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

1. いじめ、虐待はしません、許しません

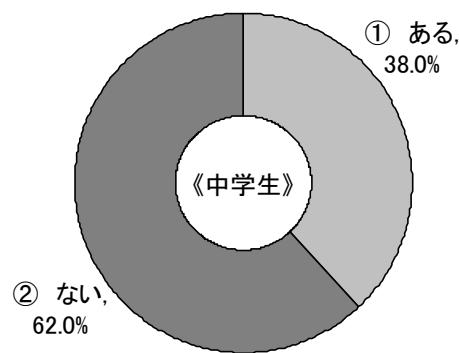
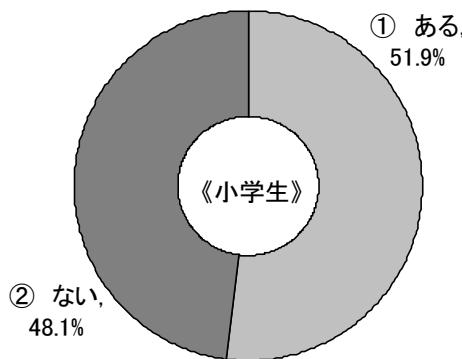
人をいじめることは人間として許されない行為です。いじめ・虐待から子どもを守る体制の充実、地域との連携強化を進めます。

- ① いじめには毅然とした態度で対応する。いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てる。
- ② 虐待についての理解を深める啓発活動を行う。
- ③ 地域住民、関係機関との連携による虐待防止体制を充実する。

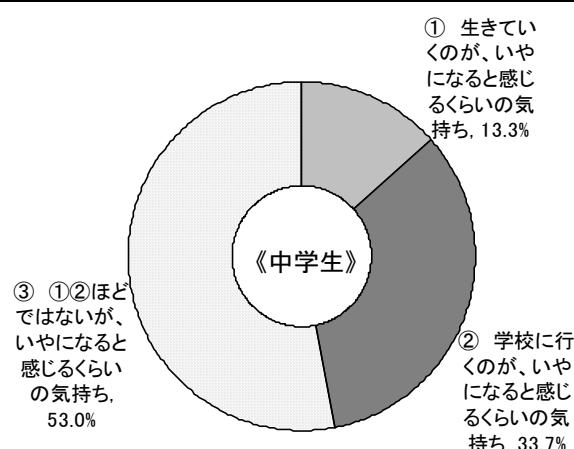
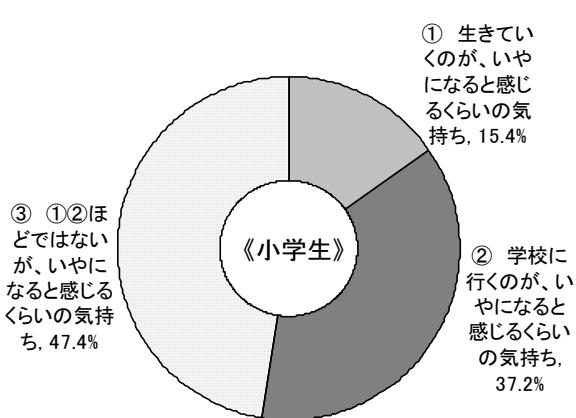
今までに、あなたはいじめをしたことがありますか。



今までに、あなたはいじめを受けたことはありますか



いじめを受けたことが「ある」と答えた人に聞きます。その時の気持ちは、次のどれに近いですか。



2. 地域とともに子どもを守ります

今、子どもを取り巻く社会では、子どもの健全育成に有害な事象が増えています。地域と連携して有害な環境や犯罪、事件から子どもを守る取り組みを進めます。

① 有害図書や薬剤など、子どもを取り巻く有害環境の浄化を進める。

② 子どもの安全を確保する取り組みを進める。

- ・危機管理マニュアルに基づき学校の安全対策を充実する。
- ・地域との情報を共有し、連携する体制を整える。
- ・地域との連携による安全マップづくりを行なう。

③ 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV^{※4} 防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組む。

④ 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制を充実する。

※4 「デートDV」： 恋人間での体、言葉、態度による暴力のことをいい、親密な相手を思い通りに動かすために使われるあらゆる種類の暴力のことです。

《行動指針》

子どもの安全を守ることは家庭の役割であり、地域の支援が必要です。
子どものへの有害な環境への認識とそれへの対応を家庭、地域それぞれで考え方組みましょう。

1. 地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくろう（地域）

隣近所の安心・安全をお互いに守りあい、そのための結びつきを深めましょう。

- ① 日ごろから地域住民同士の結びつきを深めるなかで子どもを見守り、いじめ・虐待などの発生防止に努めよう。
- ② 子どもの安全を地域で見守ろう。
 - ・通学路や公園を点検し、犯罪や事故が起こりにくい環境にしよう。
 - ・登下校の見守りや「子どもを守る家」に参加しよう。
 - ・地域の子ども達へ「おはよう」「こんにちは」など声かけを行なおう。

2. 子どもの見守りに企業も参加しよう（企業）

地域の安心・安全に積極的に取り組み、子どもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに貢献しましょう。

- ① 仕事のなかで、できるだけ登下校等の子どもたちへの目配りや声かけを行ったり、子どもが不安を感じて駆け込める店として協力しよう。
- ② 仕事で車を運転する機会に、子どもを見守るパトロール活動に協力しよう。

3. 家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう（家庭）

あらゆる情報があふれるなかで、家庭でもインターネットなどの情報内容に关心を持ち、子どもが有害な情報に触れることがないように配慮することが必要です。

- ① 子どもの成長に有害な図書や情報に近づけないようにしよう。
 - ・子どもに有害な本や新聞等は家庭には持ち込まないようにしよう。
 - ・子どもたちの携帯電話やインターネットの利用状況を把握し、トラブルや犯罪被害から守ろう。
 - ・フィルタリングサービス^{※5}を利用し、有害情報から子どもを守ろう。
- ② 成長に応じて、子どものプライバシーが保たれるよう配慮しよう。

※5 「フィルタリングサービス」：違法・有害な情報を選んで排除するサービスのことをいいます。

IV 参加する 子どもが自ら社会に参加するために

第13条 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

《行動計画》

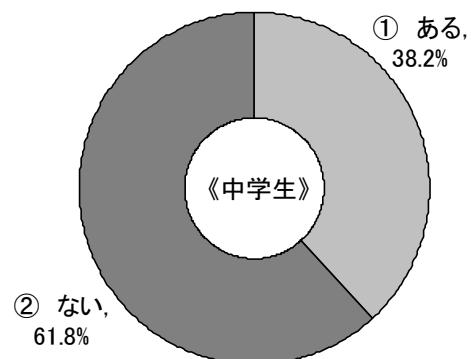
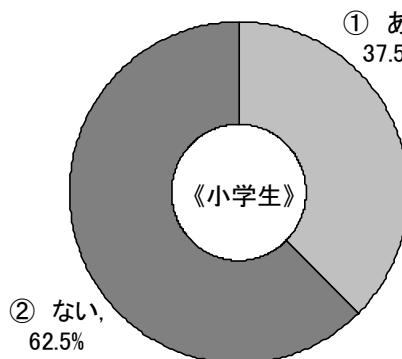
市や学校等は、子どもたちに、さまざまな体験ができる機会と場を提供するとともに、学校施設を地域の行事に活用できるように努めます。

1. 子どもたちが、積極的に参画できる機会と場を広げます

子ども自身が考え、行動することが「生きる力」となります。子どもが受身でなく能動的に活動できる機会と場の提供が子どもを育みます。

- ① 市政について、子どもの意見を求める子ども会議を開催する。
- ② 子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援する。
- ③ 学校行事など施設運営に子どもの意見を反映させる。
- ④ 学級会、児童会等、子どもの自治的な活動を支援する。
- ⑤ 未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援する。

学校生活や校則について意見を聞いてほしいことがありますか。



2. 居場所を確保し、体験活動を支援します

子どもが健やかに育つために、さまざまな体験活動は子どもが自ら考え、判断し、行動する力や思いやりのある心を育みます。

市は、子どもを育てる活動を支援するほか、子どもの健やかな成長を図るため、子どものさまざまな体験活動の充実や健全育成活動を進めていきます。

- ① 子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努める。
- ② 地域で行なう子どもの体験活動を支援するため、情報の提供や、事業の円滑な実施を支援する。
- ③ さまざまな体験の中から人と人とのふれあいを通して生きる力を身につける体験活動を充実する。
 - ・さまざまな体験ができる場や、心に感動を覚えることができるような機会を提供する。
 - ・地域における子どもの社会奉仕を進める。

《行動指針》

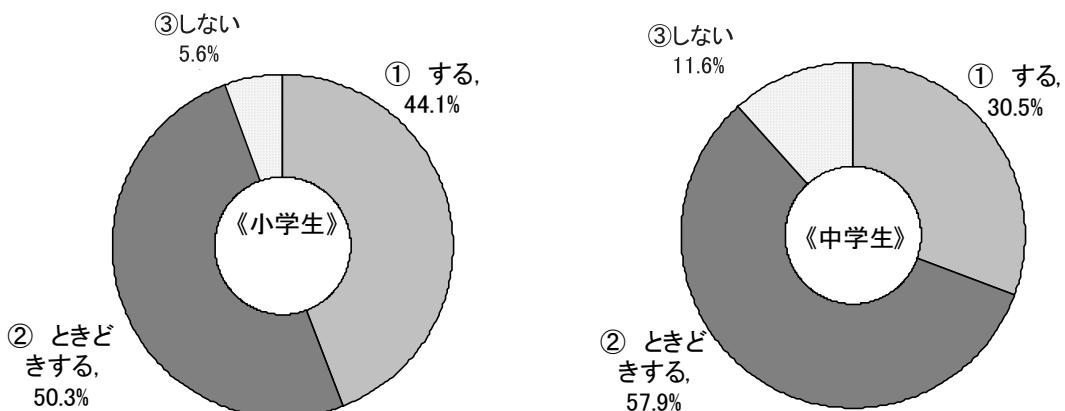
子どもがいろいろな場に参加することは、活動を通じて人とのつながりが広がるばかりでなく、子どもが社会性を身につけることや、自己を高めることにつながります。

1. 出会いの場をたくさんつくろう（地域）

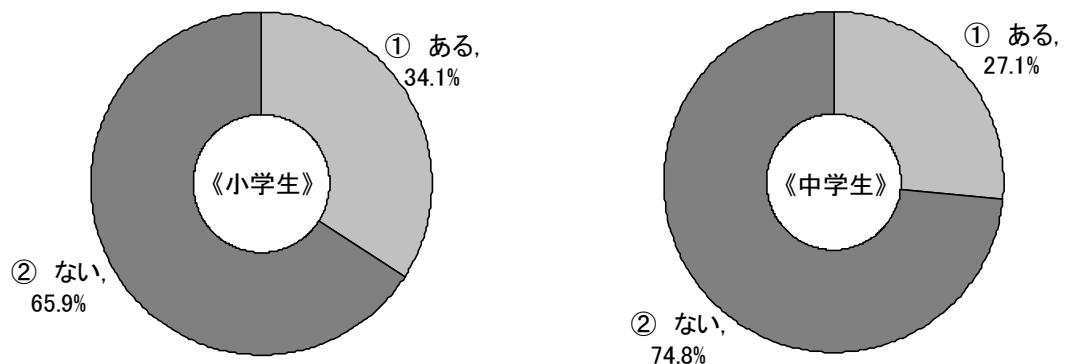
放課後や休日に、異年齢の友だちや地域の大人と一緒にさまざまなふれあいや体験をすることができる場として、子どもの「居場所」を設けましょう。

- ① 地域の行事などについて話し合う「子ども集会」や「子どもと大人の集会」を開こう。
 - ・大人と子どもが討議した意見を地域の活動に反映させよう。
 - ・中高生が子どものまとめ役となりながら、一緒に知恵を出し合おう。
 - ・地域に大人と子どもによる遊びの場を設けよう。
 - ・子どもの夢や希望、将来のことなどを語り合う機会と場を設けよう。
- ② 地域の行事、子どもの行事等に家族そろって参加し、「顔見知り家族」の輪を広げよう。
- ③ 大人が子どもの良き先輩として、子どもの相談にのろう。

地域で行なわれる行事やお祭りなどに参加しますか



地域のことについても子どもの意見を聞いてほしいと思うことはありますか。



2. 多くの出会いの場で、子どもを育もう (家庭)

多くの人との出会いとつながりの中でこそ、大人も子どもも成長できます。

子どもの意欲と関心を引き出し高めるさまざまな体験の場と機会を持ち、感動する心を育て個性を育みましょう。

- ① 子どもの関心事を大切にし、意欲を伸ばす機会をつくろう。
- ② 保護者の一生懸命な姿を子どもに示そう。
- ③ 子ども会活動やスポーツ活動への自主的な参加を支援しよう。
- ④ 自立への試みや自己表現ができるよう、多くの人と出会える地域活動や学校行事等に、家族が進んで参加しよう。
- ⑤ 保護者が地域活動に積極的に参加しよう。

3. いろいろな方法で自分を表現し、自分を高めていこう そのことによって、周りの人に迷惑をかけたり、傷つけたりしないように 気をつけよう (子ども)

自分の好きなこと、得意なことで自分を表現し、他人から認められることは自分に自信を持つことができ、生きていることの素晴らしいを感じることができます。

ひとりよがりになったり、人に迷惑をかけたり、傷つけたりしないよう、他人を尊重し、自分の「一生懸命」^{※6}に取り組もう。

① 自分の意見を言う時は責任を持ち、周りの人の意見も大切にしよう。

※6 「一生懸命」：1か所の領地（土地）を命をかけて生活の頼みにする「一所懸命」から、命がけで物事をすること、また、そのままをいいます。

ここでは、「一所懸命」＝「一生懸命」に取り組めることがらを一人ひとりが見つけ、挑戦し、自分を高めていくことの大切さをいいます。

名張市子ども条例

平成18年3月16日
条例第14号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 子どもの大切な権利とその保障（第10条—第16条）
- 第3章 子どもの権利の普及（第17条・第18条）
- 第4章 子どもの健全育成のための施策（第19条—第22条）
- 第5章 子ども権利委員会（第23条）
- 第6章 雜則（第24条）

附則

子どもは、かけがえのない大切な宝です。そして、この子どもたちに、名張市の将来を託すことになります。

子どもは、日本国憲法や国際連合で採択された「児童の権利に関する条約」に明記されているように、基本的人権としての自由、平等の権利などとともに、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利、教育を受ける権利などを有しています。

しかし、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、いじめ、児童虐待その他子どもの権利が侵害されるなど、子どもの健全育成の達成には多くの課題が残されています。

今こそ、わたしたち名張市民は、子どもの権利を最大限尊重し、子どもが自らの権利を行使できるよう保障するとともに、健全な育成を社会全体で支えるまちづくりに努めなければなりません。

ここに、わたしたち名張市民の宝である子どもたちが、健やかに育まれ、将来に夢と希望をもって力強く生きることができるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、名張市で育つ子どもの最善の利益を尊重し、子どもの権利を保障するとともに、市、市民及び事業者が、子どもを社会の構成員として認め、それぞれの役割を明確にし、社会全体で子どもの成長を支えることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 名張市で育つ18歳以下の者をいう。
- (2) 関係施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他これに類する施設をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、子どもの権利を尊重し、その保障に努めるとともに、相互に協力し、子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努めなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもを取り巻く状況に充分配慮し、あらゆる施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、子どもが心豊かに育つ生活環境及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、雇用する市民が養育する子ども及び雇用する子どもの権利の保障並びに健全な育成について市の施策に協力するとともに、子育てをしやすい環境の整備に努めなければならない。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その養育する子どもの権利の保障及び健全な育成に努めるべき第一義務的な責任者であること並びに家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことを理解し、子どもの成長に合わせて適切な支援をしなければならない。

(関係施設の役割)

第8条 関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、市の施策に協力し、その施設において子どもが自ら考え、学べる環境の整備に努めるとともに、保護者その他地域の住民との連携を図り、子どもの自主的な活動が安全に行われるよう配慮しなければならない。

2 施設関係者は、子ども、保護者及び地域の住民に対して施設に関する情報を積極的に提供するとともに、その施設の運営等に関し意見を聴く機会を持つ等、開かれた施設の運営に努めなければならない。

(子どもの役割)

第9条 子どもは、自らの個性を大切にしながら、他人の権利を尊重し、家族、友達及び隣人を大切にし、思いやりとゆとりのある心を持って行動するよう努めなければならない。

第2章 子どもの大切な権利とその保障

(生きる権利)

第10条 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

(育まれる権利)

第11条 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で育まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

(守られる権利)

第12条 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

(参加する権利)

第13条 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

(権利侵害の禁止)

第14条 何人も、子どもの権利を侵害してはならない。

(権利の侵害等からの救済及びその回復)

第15条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復を図るための具体的な方策を確立しなければならない。

2 子どもの権利の侵害に関する相談を受けた者は、その解決に必要な者及び関係する機関等と連携し、救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、加害者となる子どもがいる場合は、当該子どもに対しても適切な対応に努めるものとする。

3 市は、関係施設及び地域社会等と連携し、虐待、体罰及びいじめの防止並びにその早期発見のための具体的な施策を推進するものとする。

4 施設関係者は、子どもが虐待、体罰及びいじめに関し、安心して相談ができる仕組みの整備を図るとともに、その防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

(権利の救済)

- 第16条** 市長の附属機関として、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を設置する。
- 2 何人も、子どもの権利に関する事項について、救済委員会に相談し、又は救済を申し立てることができる。
 - 3 救済委員会は、前項による相談を受けたとき又は救済の申立てを受理したときは、規則の定めるところにより、事案の調査及び審議等を行うものとする。
 - 4 救済委員会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し説明を求め、又は書類その他の公開を求めることができる。
 - 5 救済委員会は、必要があると認めるときは、当該申立人、親族等の関係者（以下「関係者」という。）に対し説明を求め、又は関係者の協力を得た上で、書類その他の公開を求めることができる。
 - 6 救済委員会は、調査及び審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対して、助言又は是正の要望等を行うことができる。
 - 7 救済委員会は、救済の申立てを受理した日から起算して90日以内に、前3項に基づく調査結果及び助言又は是正の要望等があった場合にはその内容を市長に報告するとともに、当該申立人に通知するよう努めなければならない。
 - 8 救済委員会は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する委員3名以内で組織する。
 - 9 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
 - 10 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及及び啓発)

- 第17条** 市は、子どもの権利について広く市民に理解されるよう努めなければならない。
- 2 市は、家庭教育、幼児教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるとともに、市民及び事業者等が子どもの権利について自主的な活動に取り組むことに対し、必要な支援に努めなければならない。
 - 3 市は、子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修等の機会を提供するものとする。

(子どもの権利を考える週間)

- 第18条** 子どもの権利について市民の関心と理解を深めるとともに、本条例の目的の遂行を検証するため、名張市子どもの権利を考える週間（以下「子ども権利週間」という。）を設ける。
- 2 市は、子ども権利週間に際して、その趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

第4章 子どもの健全育成のための施策

(施策の基本方針)

第19条 市は、子どもの大切な権利が保障され、子どもが心身ともに健全に成長するよう、子どもを取り巻くあらゆる環境を整備することを施策の基本とする。

2 市は、子どもが自主的かつ健全にスポーツ、文化、読書等の活動をするための場所づくりに努めるものとする。

(基本計画)

第20条 市は、前条の基本方針に基づき、子どもの健全育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 市は、基本計画を作成するにあたっては、子どもから意見を聞くものとする。

3 基本計画は、策定後3年ごとに、推進状況等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しをするものとする。

4 市長は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告しなければならない。

(市の推進体制)

第21条 市は、子どもの健全育成の施策を総合的に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

2 市長は、基本計画を計画的に推進するため、市長を本部長とする子ども健全育成推進本部を設置する。

(子ども会議)

第22条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される子ども会議を開催する。

2 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重しなければならない。

4 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

第5章 子ども権利委員会

(子ども権利委員会)

第23条 市長は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、子ども権利委員会を置くものとする。

- 2 子ども権利委員会は、子どもの権利の保障にかかわる総合的かつ計画的な施策について、市長の諮問に応じるとともに、定期的に又は必要に応じて会議を開催し、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 子ども権利委員会は、10人以内で構成するものとし、その委員は、人権、教育、福祉等子どもの権利にかかわる分野における学識経験者及び市長が必要と認める者とし、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 子ども権利委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の子どもの権利に関係する者に委員会への出席を求め、子どもの権利の保障について意見を聞くことができる。
- 6 市長その他の執行機関は、子ども権利委員会の答申又は調査審議の結果を尊重し、必要な措置を講じなければならない。
- 7 子ども権利委員会の組織及び運営に関して必要なその他の事項は、市長が別に定める。

第6章 雜則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

名張市子ども権利委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市子ども条例（平成18年名張市条例第14号）第23条第7項の規定に基づき、名張市子ども権利委員会（以下「権利委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 権利委員会は条例に定めることのほか、子どもの健全育成に関する基本計画の策定及び見直しに行なうことを行う。

(委員長及び副委員長)

第3条 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 権利委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 権利委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援室において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名張市子ども権利委員会 委員名簿

(任期：平成21年11月29日まで) (順不同)

氏 名	役 職 名	備 考 (発令日)
山村 博亮	名張市子ども会連合会会長	委員長 平成19年11月30日
藤本 幸生	名張市校長会代表	平成19年11月30日
竹内 英雄		平成20年 4月18日
川合 滋	名張市PTA連合会代表	平成19年11月30日
大塚 忍	名張市子育てサークル連絡協議会代表	平成19年11月30日
八木美由起		平成20年 5月13日
檜垣 博子	皇學館大学社会福祉学部教授	副委員長 平成19年11月30日 子どもの権利救済委員
石井 洋子	民生・児童委員協議会連合会代表	平成19年11月30日
常木 春枝		平成19年12月 6日
今井 芳裕	三重県伊賀児童相談所所長	平成19年11月30日
松崎 律子	人権擁護委員	平成19年11月30日
岩見 充治	市民公募	平成19年11月30日
齋藤 誠	市民公募	平成19年11月30日

「ぱりっ子すくすく計画」策定経過

子ども権利委員会		備考
18年度		子ども条例推進プロジェクト会議 総合企画政策室・人権・男女共同参画推進室 商工観光室・教育委員会(教育総務室・学校教育室 生涯学習室・人権啓発室) 8/25・11/1・12/1・12/25・1/5
19年度	第1回子ども権利委員会 (11/30) 1. 委員の委嘱 2. 委員長選出 3. 「子ども条例」と「子ども権利委員会」について 第2回子ども権利委員会 (12/26) 1. 基本計画の進め方について 2. 基本計画策定の策定について ①市民・保護者(家庭)の役割について 第3回子ども権利委員会 (1/24) 1. 基本計画の策定について ①事業者・関係施設の役割について 2. 子どもの意見聴取について 第4回子ども権利委員会 (2/26) 1. 基本計画の策定について ①市民・保護者・事業者・関係施設の役割について	子ども条例推進プロジェクト会議 (12/25) 子ども条例推進プロジェクト会議 (1/21) 子どもの権利に関するアンケート調査実施 (小学5年生・中学1年生対象 2/18~2/29) 子ども条例推進プロジェクト会議 (2/22)
11月 12月 1月 2月 3月	第5回子ども権利委員会 (4/25) 1. 基本計画の策定について ①行政・子どもの役割について 2. 子どもの権利に関するアンケート調査結果について 第6回子ども権利委員会 (7/29) 1. 基本計画の策定について 第7回子ども権利委員会 (8/26) 第8回子ども権利委員会 (10/2) 第9回子ども権利委員会 (10/16) 第10回子ども権利委員会 (10/29) 第11回子ども権利委員会 (11/20) 第12回子ども権利委員会 (12/18) 1. 基本計画(素案)決定 ※ 市議会 全員協議会 (1/16) 基本計画(素案)協議 ※ パブリックコメント意見募集 (1/27~2/20) 第13回子ども権利委員会 (1/29) 1. 子ども会議の開催について 子ども会議 「ぱりっ子のみなさんの思いをきかせて」 (2/11) 第14回子ども権利委員会 (3/2) 1. パブリックコメント意見募集結果について 2. 子ども会議の結果について 第15回子ども権利委員会 (3/5) 1. 基本計画(案)決定 市長へ計画書(案)を提出 (3/18) ※ 市議会 教育民生委員会に報告 (3/23)	子ども条例推進プロジェクト会議 (4/23) 主管室長会議 (12/25) 基本計画(素案)協議 庁議 (1/7) 基本計画(素案)協議 市議会 全員協議会 (1/16) 基本計画(素案)協議 ※ パブリックコメント意見募集 (1/27~2/20) 子ども会議 「ぱりっ子のみなさんの思いをきかせて」 (2/11) 市長へ計画書(案)を提出 (3/18) ※ 市議会 教育民生委員会に報告 (3/23)
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	第16回子ども権利委員会 (3/19) 1. 基本計画(案)決定 市長へ計画書(案)を提出 (3/18) ※ 市議会 教育民生委員会に報告 (3/23)	子ども条例推進プロジェクト会議 (3/19)

ぱいっ子すぐすく計画

～子どもの健全育成に関する基本計画～



編集発行／名張市健康福祉部子育て支援室

平成21年3月

〒518-0492

三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7594

FAX 0595-64-6898

E-mail [kosodate @ city.nabari.mie.jp](mailto:kosodate@city.nabari.mie.jp)